

1. 件名：再処理法施行に伴う設置許可本文八号（使用済燃料の処分の方法）に係る一部記載見直しについて（案）
2. 日時：令和6年2月22日 16時30分～16時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ実用炉審査部門
渡邊管理官、小林管理官補佐
電気事業連合会
原子力部 副部長 他1名
5. 要旨
○電気事業連合会から、資料に基づき、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴う設置許可本文八号（使用済燃料の処分の方法）に係る一部記載見直しについて説明があった。
○原子力規制庁は、今回の法施行に伴い、根拠法や組織の名称が変わるものの、再処理に関する拠出金の扱い等がこれまでと実質的に同一であることを改めて説明した上で、設置許可本文八号の記載の扱いについて方針を説明するよう指摘した。
6. 提出資料：
 1. 再処理法施行に伴う設置許可本文八号（使用済燃料の処分の方法）に係る一部記載見直しについて（案）
 2. 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 廃炉等円滑化ワーキンググループ 中間報告の概要
 3. 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律

以上